

宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務委託仕様書

1 業務名

宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務

2 業務の目的

令和5年10月27日から29日に本県で開催される宮崎県人会世界大会に向けて、宮崎県人会世界大会実行委員会（以下「委員会」という。）が行う以下の広報等関連業務を支援することを目的とする。

(1) 以下の業務

- ① 世界大会開催の周知
- ② 県民の参画機会創出及び国際理解の向上（機運醸成）

3 本業務を実施する上で重要視する視点

実施にあたっては、「宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務委託企画提案競技実施要領」の業務の目的に記載された「大会開催により期待される効果・レガシー」を十分に踏まえた上で、次の共通留意事項に配慮すること。また、各業務の連続性に留意し、統一感のとれたものとする。

- (1) 宮崎県人会世界大会の開催周知と機運醸成を図る工夫があること
- (2) 宮崎の魅力を発信する工夫があること
- (3) 国際交流や経済交流への理解を促進する工夫があること

【大会開催により期待される効果・レガシー】

- ・ 県人たちの絆を深め、ふるさと宮崎への想いを共有
- ・ 「日本のひなた」宮崎の魅力を再発見し、世界へ発信
- ・ 県との連携強化や世代間交流等による県人会の活性化

4 業務内容

(1) 広報等関連業務計画の策定

① 内容

広報等関連業務に係る業務計画を策定

② 成果物

業務計画書：紙媒体1部、電子データ（CD-R等）

③ 納期

令和5年6月上旬

④ 留意事項

- ・ 「3 本業務を実施する上で重要視する視点」に記載された共通留意事項に沿った広報等関連業務展開方針及びツール構成、デザイン方針（*）、業務体制、スケジュール等を明確にすること。

- ・ 「広報業務」、「自由提案」の項目を計画に盛り込み策定すること。

*大会ロゴ、キャッチコピーはすでに決定済のものを使用すること。

(2) 広報業務

① サイン広告の制作・設置等

ア 目的

県民に「開催周知」を図ることを目的とする。

イ 内容

サイン広告に係る企画、制作、納品、設置及び撤去までの一切の業務を行うこと。

サイン広告例

	内容	設置場所（例）
㊦	沿道バナー、フラッグ	県庁楠並木通り・橋通り等
㊧	懸垂幕	宮崎山形屋 等
㊨	カウントダウンボード	県庁、宮崎駅 等
㊩	デジタルサイネージ	宮崎駅前 等
㊪	ステッカー	宮崎市内中心としたバス・タクシー等
㊫	歓迎のぼり	会場周辺 等
㊬	バナースタンド (バックパネル)	県庁

ウ 設置期間

令和5年6月上旬から10月29日まで

エ 成果物

- ・ 報告書：紙媒体1部、電子データ（CD-R 等）
- ・ 制作物：完成品、電子データ（CD-R 等）

オ 留意事項

- ・ 予約状況や制作物の劣化状況等を考慮し、設置場所ごとに設置期間を検討すること。
- ・ 大会関係者が利用すると想定される公共交通機関及び移動ルートを考慮し、広報内容を検討すること。
- ・ 上記の内容に限らず、より効果的な屋外メディアによる広報がある場合は、幅広く提案すること。

② 各種メディアによる広報

ア 目的

県民に「開催周知」、「機運醸成」を図ることを目的とする。

イ 内容

- ・ 新聞、広告、テレビ、ラジオ、Web等の各種メディアを活用し、「宮崎県人会世

界大会」に向けた開催周知、機運醸成を図る広報について企画、制作及び実施すること。

- ・ テレビ、ラジオ CM のナレーターの手配及び調整を行うこと。

ウ 実施期間

- ・ 令和5年6月上旬から大会直前まで

エ 成果物

- ・ 報告書：紙媒体1部、電子データ（CD-R 等）
- ・ 制作物：完成品、電子データ（CD-R 等）
- ・ 使用した写真、イラスト等：電子データ（CD-R 等）

オ 留意事項

- ・ 特定のメディア、企業に偏ることのない、幅広い広報を実施すること。
- ・ Web に関して、既存にある宮崎県人会世界大会サイトとの連携を含めた展開が望ましいが、既存サイトとの連携に支障がある場合などは、別途実行委員会と協議することとする。

③ 広報物の企画、制作及び配送

ア 目的

県民に「開催周知」、「機運醸成」を図ることを主な目的とする。

イ 内容

別紙1の内容に係る企画、制作、封かん、宛名ラベル貼り及び配送までの一切の業務を行うこと。

ウ 成果物

- ・ 制作物：完成品、電子データ（CD-R 等）
- ・ 使用した写真、イラスト等：電子データ（CD-R 等）

エ 留意事項

- ・ 広報物の配送は、同一送付先ごとに可能な限りまとめて送付すること。
- ・ 配送の際は、委員会との協議により作成した送付状を同封すること。
- ・ 上記の内容のほか、より効果的な広報物がある場合は、幅広く提案すること。

(3) 自由提案

① 内容

上記(1)～(2)以外の効率的かつ効果的な広報等関連業務を企画、制作及び実施すること。

【提案例】

- ・ 宮崎出身の有名人など発信力のある者を起用し、宮崎の魅力をアピールする動画を作成、イタナーネット等で配信するほか、SNS 広告等広報活動を展開する。
- ・ 大会開催に向けた機運醸成につながり、宮崎の魅力をPRし、大会参加者と県民との絆を深められるようなイメージソングを作成する。

② 留意事項

- ・ 独自性を発揮した効果的な提案とすること。
- ・ 「2 業務の目的」を踏まえた上で、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・ 具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・ 委員会が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委員会と協議を行った上、従事者の対応マニュアルの作成及び委員会が実施する説明会等での説明を行うこと。

5 共通留意事項

- (1) 委託業務の範囲は、「4 業務内容」の内容を基本とするが、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、委員会と調整の上委託業務を遂行すること。
- (2) 委員会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委員会に報告・協議を行うこと。
- (4) 委員会においては、県や市、委員会参画団体等の各種実施主体と連携した各種イベント等を計画している。各々の企画運営や調整は、委員会と各実施主体で別途行う予定であるが、委員会からの指示を踏まえ、これらのイベント等と連動した企画等を展開すること。
- (5) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委員会と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (6) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営業所があり、かつ、宮崎県入札参加資格者名簿（令和4年10月）に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ委員会の承諾を得ること。
 - ① 再委託する業務の範囲
 - ② 再委託する合理性及び必要性
 - ③ 再委託先の業務履行能力
 - ④ 再委託業務の運営管理方法
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委員会は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (8) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、委員会と協議により業務を進めること。
- (9) 著作権等
 - ① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての

交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

- ② 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委員会または宮崎県に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - ③ 委員会と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委員会に帰属させることが困難なものについては、上記①及び②に記載の限りではない。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項について双方協議の上、決定することとする。